

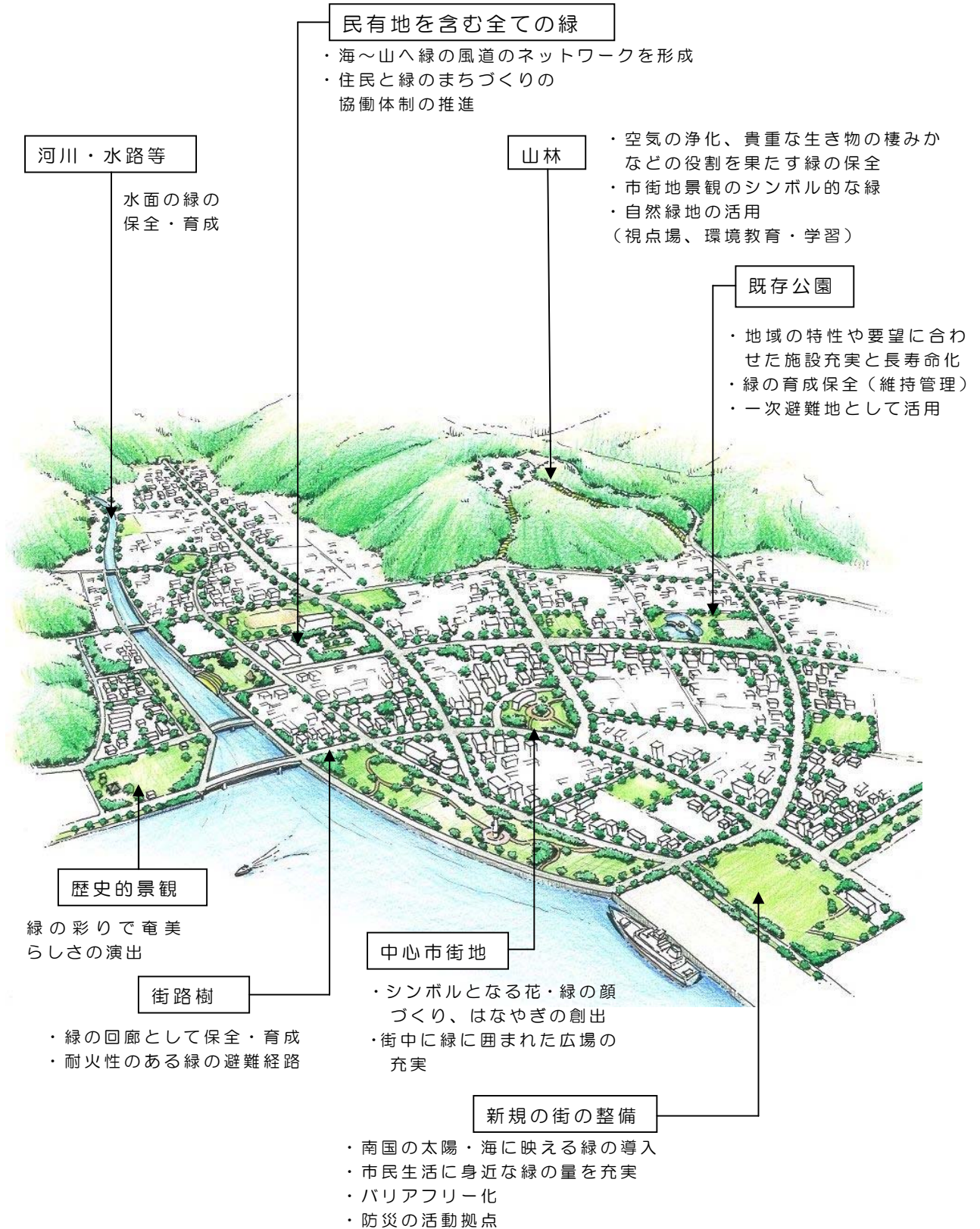
第4章 緑の推進

1. 緑化の推進

基本計画の三つの柱の基に、緑化の推進の方針を以下に示します。

基本計画の柱		
自然の保全と緑のネットワークの形成	奄美らしさの演出	安全・安心、快適なまちづくり
緑化の推進		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 空気の浄化、貴重な生き物の棲みかなどの役割を果たす森林の保全 ・ 公園緑地等の緑の育成・保全（維持管理） ・ 街路樹等を緑の回廊として保全・育成 ・ 河川・水路等水面の緑の保全・育成 ・ 民地の緑も含めて全ての緑がつながり、海～山へ緑のネットワークを形成 ・ ヒートアイランド現象の緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地にシンボルとなる花・緑の顔づくり、はなやかさの創出 ・ 歴史的景観に合う緑の彩りで奄美らしさの演出 ・ 新たな街の整備では、南国の太陽・海に映える緑の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街中に緑に囲まれた広場の充実 ・ 市民生活に身近な緑の量を充実 ・ 地域の特性や要望に合わせた既存公園の充実と公園施設の長寿命化 ・ 子育て、健康づくりの場となる緑の充実 ・ 耐火性のある緑の避難経路と緑の広場の充実 ・ 新規公園や街路空間のバリアフリー化 ・ 住民との緑のまちづくりの協働体制の推進
事業等の検討		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林再生・育成事業 ・ 水源涵養林整備事業 ・ 森林への車輛規制 ・ 公園緑地樹木の撫育管理 ・ 市民植樹運動の展開 ・ 企業用地の緑化協定 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点広場・公園整備事業 ・ シンボル緑地の整備 ・ 名瀬港の顔づくりの整備 ・ シンボルロードの整備 ・ 緑の道の整備 ・ ポケットパーク事業 ・ 歴史的観光地の緑化 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルデザインによる施設整備 ・ 緑化基準による緑空間の創出事業 ・ 公園の再整備事業 ・ 住民参加による計画・管理 <p style="text-align: right;">など</p>

図 緑化の推進の参考模式図



2. 緑の機能別の推進

計画の柱による緑化の推進に基づき、緑の持つ大きな機能（環境保全、レクリエーション、防災、景観形成）ごとに、緑の保全・緑化の推進について地区ごとに整理します。

1) 環境保全機能の緑化の推進

環境保全機能の緑としては、地球温暖化への対応と生物多様性の保全、人と自然が共生する地域環境づくりを前提に、以下の方針に従って推進を図ります。

(1) 名瀬地区

- ・市街地や集落周りの山地樹林帯は、空気の浄化や生き物の棲みかなどの役割をもつ緑として保全します。（写真①）
- ・身近な自然への配慮として、ゴミや生活排水の適正な処理をするとともに、外来の動植物、ペットなどの放置・遺棄の抑制をします。（写真②）
- ・金作原周辺は、世界自然遺産登録へ向けた国立公園化への取組みを助長し、土地利用や生態系を乱すことのないような施策を推進し原生の森として保全します。（写真③）
- ・赤崎から摺古崎にかけては、国定公園海域へのゴミや赤土流出防止を推進し、奄美少年自然の家、あかさき公園、小浜キャンプ場、大浜海浜公園などの施設を守り、根瀬部のツツジ自生地までつながる緑（森林）の保全を図り、環境教育・環境学習の場として活用します。（写真④）
- ・市街地及び周辺地区は、河川、社寺林、公園の緑、街路樹、保存樹などを身近な自然として保全・育成をします。永田川沿いのアカギ並木や学校、公園の巨木は街並みをつくる緑の回廊のシンボルとして保全します。
（写真⑤）
- ・市の文化財や保存樹のある有盛神社、高千穂神社、おがみ山公園、らんかん山公園などの緑、園地は文化性の高い森として保全し、市民の憩いの場、環境教育・学習の場として活用します。（写真⑥,⑦）
- ・下方地区の里・福里と古見方地区は、段畑、ソテツ畑のある里地・里山的な環境や遊休地として保全します。また、農業体験や古代の遺跡とのふれあい場としても活用します。（写真⑧）



①市街地周りの身近な自然



②市民の保全活動により、
ウミガメが上陸する三角浜



③自然観察教育林として利用
されている金作原原生林



④環境教育・学習の拠点
(奄美少年自然の家)



⑤街並みのシンボルとなる
アカギ並木



⑥保存樹の朝仁千年松



⑦市指定天然記念物であり、
文化性の高い有盛神社境内



⑧小湊の畑地周りのソテツ
群落とフワゲネク遺跡群

(2) 住用地区

- ・ 集落周りの山地樹林は、空気の浄化や生き物の棲みかなどの役割をもつ緑として保全します。(写真①)
- ・ 身近な自然への配慮として、ゴミや生活排水の適正な処理をするとともに、外来の動植物、ペットなどの放置・遺棄の抑制をします。
- ・ 住用川上流域の神屋、川内川上流域一帯は、世界自然遺産登録へ向けた国立公園化への取組みを助長し、土地利用や生態系を乱すことのないような施策を推進し原生の森として保全します。(写真②)
- ・ マングローブ原生林は、世界自然遺産登録へ向けた国立公園化への取組みを助長し、赤土流出防止や植生の改変などの防止策を図り、隣接するマングローブパークでの自然体験、環境教育・学習の場として活用します。
(写真③)
- ・ 東城内海地区や西仲間周辺においては、個性のある集落の自然環境の保全・創出を図ります。(写真④)
- ・ 住用川、役勝川、川内川などの河川は、リュウキュウアユなどの貴重な動植物の生息・生育の場所として、赤土の流入による水質悪化の防止、護岸の自然植生の保全をします。(写真⑤,⑥)



① 集落周りの身近な自然



② 原生の森として保全を推進する神谷原生林



③ マングローブの環境学習



④ モダマの保全に取り組んでいる



⑤ 役勝川の河川改修



⑥ リュウキュウアユ産卵場の整備（ヤジの会）

(3) 笠利地区

- ・ 集落周りの山地樹林は、空気の浄化や生き物の棲みかなどの役割をもつ緑として保全します。(写真①)
- ・ 身近な自然への配慮として、ゴミや生活排水の適正な処理をするとともに、外来の動植物、ペットなどの放置・遺棄の抑制をします。(写真②)
- ・ 東海岸一帯は、国定公園の海域へのゴミや赤土流出防止を推進し、アダン林、ソテツ群生、モクマオウ林などの奄美らしい海岸植生の保全を図り、散策や休憩、環境教育・学習の場として活用します。
- ・ あやまる観光公園、太陽ヶ丘公園などの拠点施設やその周辺の自然環境を保全するとともに、幹線道路の奄美らしい道路植栽との緑のネットワークを形成します。(写真③)
- ・ 国指定史跡の赤木名グスク周辺の山地・樹林は、史跡の保存・活用の趣旨の基に歴史的文化的性の高い森として保全し、赤木名集落においては、歴史的資源や緑あふれる閑静な町並みとして保全します。(写真④,⑤)
- ・ 集落内の屋敷林や防風林は、集落環境を守り改善する緑として保全します。(写真⑥)



①東海岸のモクマオウ林の保全



②森林とのふれあいの場として整備



③あやまる観光公園の自然環境



④赤木名城周辺山地の外観



⑤赤木名城遺構の調査状況



⑥赤木名集落内の生垣保全状況

2) レクリエーション機能の緑化の推進

レクリエーション機能の緑としては、豊かな地域資源（宝）を活用して、観光交流の場、市民の健康増進や憩いの場、内外の人々の交流の場、づくりを前提に、以下の方針で推進します。

(1) 名瀬地区

- ・ マリントウン地域は、都市拠点及び観光交流拠点として、南国の太陽・海に映える緑の導入による緑地として配置します。（写真①）
- ・ 歩いて行ける身近な公園として、既存の街区公園や近隣公園の再整備を行い憩いの場や健康増進の場、子どもたちの遊びの場を創出し、併せて施設のバリアフリー化、長寿命化を図ります。（写真②,③）
- ・ スポーツ・レクリエーションの拠点施設として、名瀬運動公園の施設の機能向上を図るとともに、広域的に対応できる施設として再整備します。（写真④、⑤、⑥）
- ・ ピクニックなど野外活動のレクリエーション拠点として、あかさき公園の機能向上や、四季の植物など自然とのふれあいや、周辺の景色を眺望する場として再整備します。（写真⑦、⑧）
- ・ 河川や公園などを有機的につなぎ、緑のネットワークによる休憩など憩いの場の創出をします。（写真⑨、⑩）



①名瀬港・長浜みなと公園



②身近な公園として整備された
ふぶくろ公園



③長寿命化を推進する遊具施設



④再整備の進む市民球場



⑤再整備が予定されている名瀬運動公園⑥



⑦再整備が望まれるあかざき公園

⑧あかざき公園へのハイキング



⑨ ⑩緑の回廊によるネットワークの形成が推進されている有屋川、浦上川

(2) 住用地区

- ・ マングローブパークは観光交流拠点として、その機能向上を図るとともに地区住民の交流や憩いの場としての整備をします。(写真①)
- ・ 内海地区は、フナギョの滝やサクラ並木、モダマなどの自然景観に優れた緑の資源があり、一帯を緑のネットワーク化の形成を促進し、内海公園のバンガローや体験交流館の機能向上を図ります。(写真②、③)
- ・ 身近な公園については、集会所などその他の緑資源の活用を検討します。



① 交流拠点施設として利用されているマングローブパーク



② 内海公園のバンガロー施設



③ 川内集落で運営される桜並木
フナギョの滝ウォーキング

(3) 笠利地区

- ・あやまる観光公園は、優れた景勝地であり、地区住民のレクリエーションの拠点でもあります。既存施設の機能の向上や施設の充実を推進するとともに、国民宿舎跡地の活用についても検討します。(写真①)
- ・太陽ヶ丘運動公園は、スポーツ・レクリエーションの拠点施設であり、既存施設の機能向上を図るとともに、未整備ゾーンを活用した施設の充実を検討します。(写真②)
- ・身近な公園については、既存の農村公園やその他の緑資源の活用を検討します。(写真③、④)



①観光・レクリエーション施設の拠点であるあやまる観光公園



②スポーツ・レクリエーションの拠点施設である太陽ヶ丘運動公園



③ 身近な公園として利用される既存の農村公園や漁港緑地



④

3) 防災機能の緑化の推進

防災機能の緑としては、火災などの延焼防止となる緑化の推進、地震災害等の発生に備えた避難地や、活動拠点となる緑のオープンスペースの確保を前提に、以下の方針で推進します。

(1) 名瀬地区

- ・地震災害などが発生した場合、広域的な避難拠点としては、名瀬運動公園を位置付け、それに対応する施設の機能やそのあり方を検討します。
- ・一時的な避難地としては、身近な街区公園や近隣公園を位置付け、小規模な公園などの場合は、学校のグラウンドなどの開放を検討します。
- ・災害派遣などを受け入れる活動拠点としては、マリントウン地域内に防災緑地としての整備が推進されています。
- ・避難経路となる道路の緑化を検討し、延焼防止機能を推進します。

(2) 住用地区

- ・地震災害などが発生した場合、広域的な避難拠点としては、奄美体験交流館を位置付け、それに対応する施設の機能やそのあり方を検討します。
- ・一時的な避難地としては、集会場や公民館の他、学校のグラウンドの開放を検討します。
- ・集落内の屋敷林や生垣を活用し、延焼防止機能を推進します。

(3) 笠利地区

- ・地震災害などが発生した場合、広域的な避難拠点としては、太陽ヶ丘運動公園を位置付け、それに対応する施設の機能やそのあり方を検討します。
- ・一時的な避難地としては、農村公園、漁港緑地の他、学校のグラウンドの開放を検討します。
- ・集落内の屋敷林や生垣を活用し、延焼防止機能を推進します。



災害避難地となる、長浜みなと公園



災害派遣などの活動拠点にもなる

4) 景観形成機能の緑化の推進

景観形成機能の緑としては、市街地や集落周りの自然と一体となった地域の原風景的な景観、港湾都市としての街の景観、を前提に、以下の方針で推進を図ります。

(1) 名瀬地区

- ・本市の新たな顔となるマリリタウン地域においては、南国の太陽・海に映える緑の導入により、シンボリックな景観の形成を図ります。(写真①)
- ・中心市街地においては、街のシンボルとなる花や緑の彩りによる景観の創出を図ります。(写真②)
- ・市街地周りを取り囲み、シンボリックな緑となっているまとまりのある樹林地を保全します。
- ・市街地内に点在する保存樹や巨木、文化性の高い樹林を保全します。
- ・市街地や集落を眺望できるおがみ山公園や県道沿いにある大熊展望台、崎原林道展望所などを視点場として活用します。(写真③)
- ・市街地における潤いを確保するため、公園や道路沿いの巨木などを街並み景観のシンボルとして保全し、公共花壇や民有の花壇の設置の促進、屋上緑化や壁面緑化などにより身近な緑の創出をします。(写真④)
- ・街路樹や路傍植栽の保全・育成や、未整備の道路空間の緑化を推進し、街並み景観の向上を図ります。(写真⑤)



①長浜みなと公園のシンボル広場



②花とみどりのまちづくり 奄美市



③市街地を一望する大熊展望公園



④街路樹による街並み景観の形成



⑤住宅街の景観形成

(2) 住用地区

- ・ 集落背後や周辺の樹林帯を地域の景観のシンボルの緑として保全します。
- ・ マングローブなどの原生林を一望する展望所や、海岸線やトビラ島の景観を眺望する展望所を視点場として活用します。(写真①,②)
- ・ 地区内に点在する景観のシンボルとして、ガジュマルなどの巨木、ヒカゲヘゴ群生、モダマ群生、フナンギョの滝などを保全します。(写真③)
- ・ 幹線道路沿いの緑地や集落の生垣などの保全・育成や、未整備の道路空間の緑化を推進し、路傍景観や集落景観の向上を図ります。(写真④)



① マングローブ原生林の眺望



② トビラ島の眺望



③ ヒカゲヘゴ群生の保全



④ 幹線道路の自然景観の形成

(3) 笠利地区

- ・ 集落背後や周辺の樹林帯を地域の景観のシンボルの緑として保全します。
- ・ 海岸線や丘陵地形の景観、夕日の景観などを眺望する展望所を視点場として活用します。(写真①、②)
- ・ 地区内に点在する景観のシンボルとして、ガジュマルなどの巨木、前肥田のガジュマル並木、アダン林、ソテツ群生などを保全します。(写真③、④)
- ・ 幹線道路沿いの緑地や街路樹、集落の生垣などの保全・育成や、未整備の道路空間の緑化を推進し、路傍景観や集落景観の向上を図ります。

(写真⑤、⑥)



①海岸線を眺望する視点場



②眺望の良い蒲生崎観光公園



③ガジュマルの巨木群



④ソテツの群生



⑤幹線道路沿いの保全による
景観形成



⑥幹線道路沿い生垣の保全
による景観形成